

I 雇用動向調査の概要

1 調査の沿革

この調査は、昭和39年から雇用労働力の流動状況を明らかにするため、上半期（1月～6月）、下半期（7月～12月）に分けて年2回実施している。調査の沿革は、まず昭和23年には「雇用状態調査」が実施された。その後昭和27年には「労働異動調査」が、また昭和31年には「失業者帰趨調査」が実施され、ともに昭和38年まで継続して行われた。しかし、これらはいずれも産業、規模等の範囲に制約があり限られたものであった。そこで昭和39年にそれまで実施していた「労働異動調査」、「失業者帰趨調査」を発展的に拡大整備し、「雇用動向調査」として実施することになった。

また、我が国における労働力需要の実態を明らかにするために昭和44年から実施していた「求人等実態調査」を、昭和50年から「雇用動向調査附帯調査」として「雇用動向調査」と併せて実施してきたが、平成11年から「雇用動向調査」に統合した。

2 調査の目的

この調査は、14大産業の事業所における入職・離職と求人の状況並びに入職・離職者について個人別に前職及び入職・離職の事情を調査し、雇用労働力の産業、規模、職業及び地域間の移動の実態を明らかにすることを目的としている。

3 調査の内容

(1) 調査の範囲

ア 地域

日本国全域とする（一部島嶼等を除く）。

イ 産業

日本標準産業分類に基づく次に掲げる14大産業とする。

- | | |
|---|-------------------|
| (ア) 鉱業 | (イ) 建設業 |
| (ロ) 製造業 | (ロ) 電気・ガス・熱供給・水道業 |
| (ハ) 情報通信業 | (ハ) 運輸業 |
| (ニ) 卸売・小売業 | (ニ) 金融・保険業 |
| (ホ) 不動産業 | (ホ) 飲食店、宿泊業 |
| (ヘ) 医療、福祉 | (セ) 教育、学習支援業 |
| (コ) 複合サービス事業 | |
| (ケ) サービス業（他に分類されないもの）（ただし、その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業及び外国公務を除く） | |

ウ 事業所

上記「イ」に掲げる産業に属し、5人以上の常用労働者を雇用する民営、公営及び国営の事業所のうちから、無作為抽出により抽出された13,809事業所を調査、有効回答（集計）事業所数は（上期）10,804事業所、（下期）10,661事業所、平均有効回答率（77.7％）であった。

（注）事業所の抽出方法については「標本設計及び結果の推計並びに達成精度（20頁）」を参照のこと。

エ 入職者、離職者

平成17年中に、上記「ウ」に属する事業所に入職又は同事業所から離職した常用労働者のうちから、それぞれ無作為抽出した。集計入職者は82,858人、集計離職者は96,165人であった。

(注) 労働者の抽出方法については「標本設計及び結果の推計並びに達成精度(20頁)」を参照のこと。

(2) 調査事項

ア 事業所に関する事項

- (7) 事業所の名称、所在地、主要な生産品の名称又は事業の内容及び企業全体の常用労働者数
- (i) 性、雇用形態、就業形態別常用労働者の異動状況
- (ii) 性、年齢階級、就業形態別常用労働者数(上半期調査のみ)
- (i) 常用労働者のうち出向者数及びパートタイム労働者数
- (ii) 職業、就業形態別常用労働者数(上半期調査のみ)
- (ii) 職業、就業形態別未充足求人数(上半期調査のみ)

イ 入職者に関する事項

- (7) 属性に関する事項
性、年齢、学歴及び卒業した年
- (i) 入職に関する事項
入職前の活動におけるインターネットの利用の有無、入職経路、就業形態、職業、前職の有無、入職前の勤め先の所在地又は入職前の居住地及び在籍の有無
- (ii) 前職に関する事項
産業、職業、従業上の地位、離職期間、企業規模、前の勤め先を辞めた理由、現在の勤め先を選んだ理由及び転職による賃金変動状況

ウ 離職者に関する事項

- (7) 属性に関する事項
性、年齢、学歴及び卒業した年
- (i) 離職直前の雇用状況に関する事項
就業形態、職業、勤続期間及び離職理由

(3) 調査の対象期間

上半期調査 平成17年1月から同年6月までについて行った。

下半期調査 平成17年7月から同年12月までについて行った。

ただし、上半期調査のうち事業所票「6 性、年齢階級別常用労働者数」及び「7 職業別常用労働者数及び未充足求人数」は平成17年6月末日について行った。

(4) 調査の実施期間

上半期調査 平成17年7月1日から同年7月31日までとした。

下半期調査 平成18年1月16日から同年2月15日までとした。

(5) 調査機関

ア 調査の系統

厚生労働省大臣官房統計情報部 ― 都道府県労働局 ― 公共職業安所 ― 統計調査員
― 報告者

イ 統計従事者

都道府県労働局及び公共職業安定所の職員並びに統計調査員によって行った。

(6) 調査の方法

ア 調査票

事業所票（様式1号、様式2号）、入職者票（様式3号）、離職者票（様式4号）によって行った。

イ 調査票の作成

統計調査員が実地自計の方法により、事業所票、入職者票、離職者票を作成し、調査対象事業所の所在地を管轄する公共職業安定所及び都道府県労働局の審査を経て、厚生労働省大臣官房統計情報部長に提出することによって行った。

(7) 集 計

独立行政法人統計センターにおいて集計した。

Ⅱ 調査結果利用上の注意

- (1) この報告書は、上半期調査と下半期調査の結果を合算し、年間の結果としてとりまとめたものである。
- (2) この調査は、上半期（平成17年1月1日～6月末日）及び下半期（平成17年7月1日～12月末日）とも、調査対象事業所を期首（上半期1月1日、下半期7月1日）現在で固定し、その後6カ月間における常用労働者の移動の状況を調査しているため、当該期間中に廃止又は新設された事業所における状況は含まない。
- (3) この報告書に掲載している統計表の平成17年1月1日現在の常用労働者数は、平成16年12月末日現在の状況について調査した常用労働者数である。
- (4) この調査の調査対象は、昭和39年は事業所規模10人以上であったが、40年から事業所規模5人以上に拡大された。また昭和44年までの調査対象産業のサービス業は、日本標準産業分類「大分類Lサービス業」のうち「L81、82自動車整備等、その他の修理業、L88医療業」のみであったが、45年から「L74のうちの家事サービス業、L91教育、L96外国公務」を除くサービス業に拡大された。なお、48年より調査対象地域に沖縄県が含まれた。したがって、それぞれ拡大以前と以降との実数値は単純には比較できない。
- (5) この報告書の統計表の入職者・離職者には、同一企業内で異動（転勤）した者は含まない。
- (6) 統計表の数値は、百人未満を四捨五入した結果である。また、前職等の調査には「不詳」があり、合計にはこれらも含まれているので、表示されている数値の合計とは必ずしも一致しない。該当数字はあるが、表章単位に満たないものは「0.0」、当該数値のないものは「-」、統計項目のあり得ないものは「・」として表示している。なお、前年差（又は前年同期差）及び増減数は、表章単位の数値から算出している。
- (7) 入職者の前職等の状況（前職産業、職業、地域、従業上の地位及び前職雇用者について離職期間、前従業先の規模、転職理由、賃金変動状況）については、各期の調査実施時に在籍していた者についてのみ調査した数値である。
- (8) 昭和46年より、規模別表章は従来の規模区分から「官公営」を分離したが、統計表には表章しなかった。したがって規模計には「官公営」が含まれているため、内訳の数値の合計とは必ずしも一致しない。
- (9) 平成3年調査より、それまで異なっていた建設業の調査票様式を、他の産業の調査票様式と統一したことに伴い、調査産業計は建設業を含めて集計し表章することとした。したがって平成2年以前と時系列比較を行う場合は注意を要する。
- (10) 未充足求人に関する事項は「雇用動向調査附帯調査票」として別様式で実施してきたが、平成11年より事業所票の中に盛り込んだ。そのためこれまで「雇用動向調査附帯調査」としていた部分は、「未充足求人に関する事項」として掲載している。
- (11) 日本標準産業分類の改訂（平成14年3月）に伴い、平成16年調査から表章を改訂後の日本標準産業分類に基づくこととした。また併せて、調査の範囲に学校教育、社会教育等を加えた。
- (12) 集計事項のうち一部については報告書に収録されていないものがある。それらは「4 集計事項一覧表」（4～9頁）に示してあるので、その利用については厚生労働省大臣官房統計情報部雇用統計課へ照会されたい。

Ⅲ 主 要 な 用 語 の 説 明

調査結果の概要及び統計表に用いられた主要な調査事項の定義は次のとおりである。

1 事業所票に関する事項

(1) 産 業

事業所の属する産業は、事業所の事業の内容及び主要な生産品又は取扱品の名称により、日本標準産業分類に従ってきめた。

(2) 事 業 所

物の生産やサービスの提供などの事業活動が行われている一定の場所で、なんらかの建物又は設備などで一区画を占めているものをいう。同一経営者のもとに事業活動をしていても、占める区画が異なればそれぞれを1事業所とした。また、同一経営体にあり、かつ同一区画で2つ以上の異なった事業活動を営んでいる場合には、経営諸帳簿、賃金台帳などの備え付けのある単位をそれぞれ1事業所とした。ただし、鉱業の山元抗口や建設業の工事現場などは、そのみでは調査票作成の対象事業所とせず、これら各抗、現場を総括する上位の監督的事務所を調査事業所の単位とした。

(3) 規 模

ア 企業規模

調査の対象期間の期首（上半期調査においては平成17年1月1日現在、下半期調査においては7月1日現在）に、調査対象事業所と同一企業（会社）に属するすべての事業所に雇用されている常用労働者数により、次の区分によって表示した。

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 1,000人以上 | (2) 300～999人 |
| (3) 100～299人 | (4) 30～99人 |
| (5) 5～29人 | |

イ 前職の企業規模

入職者が、当該事業所に入職する前に、雇用労働者として就業していた事業所の属する企業（会社）全体の従業員数（常用労働者数によるものではない）に基づいて、次の区分により表示した。

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 1,000人以上 | (2) 300～999人 |
| (3) 100～299人 | (4) 30～99人 |
| (5) 5～29人 | (6) 4人以下 |

(4) 常用労働者

ア 常用労働者

次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

- (ア) 期間を定めずに雇われている者
- (イ) 1カ月を超える期間を定めて雇われている者
- (ウ) 1カ月以内の期間を定めて、又は日々雇われている者で、前2カ月の各月にそれぞれ18日以上雇われている者

なお、(イ)重役、理事などの役員でも部長、工場長などのように常時勤務して、役員と

しての報酬以外に一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者及び(ii)事業主の家族で常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者は常用労働者に含める。

(注)「労働者派遣法」にいう労働者派遣事業を営む人材派遣会社からの派遣労働者は派遣元の労働者として扱い、派遣先では常用労働者に含めない。

イ 常用名義の常用労働者

常用労働者のうち、期間を定めずに雇われている者のことである。

なお、試用又は見習い期間中の者でも、それらの期間が終了後、常用名義の労働者になる者も含む。

ウ 臨時・日雇名義の常用労働者

常用労働者のうち、上記「常用名義の常用労働者」に該当する者を除いた者のことである。

エ パートタイム労働者

常用労働者のうち、1日の所定労働時間がその事業所の一般労働者よりも短い者又はその事業所の一般労働者と1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない者をいう。

オ 一般労働者

常用労働者のうち、「パートタイム労働者」を除いた労働者を集計区分上、「一般労働者」としている。

カ 出向者

常用労働者のうち、企業間の契約又は企業の命令に基づき、他の企業の指揮命令を受けて勤務するために企業間を移動した者（在籍、移籍を問わない）をいう。

(5) 入 職 者

調査対象期間中に事業所が新たに採用した者のことをいい、他企業からの出向者・出向復帰者を含み、同一企業内の他事業所からの転入者を除く。

なお、調査対象期間中に常用労働者の定義（前記(4)参照）に該当するようになった者及び定年で退職し、引き続き嘱託・臨時等として雇用された者を含む。

(6) 同一企業（会社）内からの転入者及び給与支給の復活者等

調査対象期間中に増加した労働者のうち、入職者（前記(5)参照）を除いた者のことで、これには次の事例が該当する。

ア 同一企業（会社）内の他の事業所から転入してきた者。

イ 休職その他の理由により給与の支給が停止されていた者で、調査対象期間中に復職その他の理由により給与が支給されるようになった者。

(7) 離 職 者

調査対象期間中に事業所を退職したり解雇された者のことをいい、他企業への出向者・出向復帰者を含み、同一企業内の他事業所への転出者を除く。

なお、定年で退職し引き続き嘱託・臨時等として雇用された者も、定年退職時一時離職した者として離職者に含む。

(8) 同一企業（会社）内への転出者及び給与支給の停止者等

調査対象期間中に減少した労働者のうち、離職者（前記(7)参照）を除いた者のことで、

これには次の事例が該当する。

ア 同一企業（会社）内の他の事業所へ転出した者。

イ 休職その他の理由により給与の支給が停止されるに至った者。

(9) 臨時・日雇名義から常用名義に切り替えられた者

調査対象期間期首の常用労働者及び調査対象期間中の増加労働者のうち、臨時・日雇名義であった者で調査対象期間中に昇格・登用等により常用名義に切り替えられた者をいう。

(10) 未充足求人

平成17年6月末日現在、欠員（仕事があるにもかかわらず、その仕事に従事する人がいない状態）を補充するためにおこなっている求人をいう。

なお、従事する仕事が7月1日以降に生ずる予定のものは除いているが、教育訓練などの必要性から仕事に従事する時期が7月1日以降になる場合は含めている。

2 入職者票、離職者票に関する事項

(11) 年齢階級

入職時、離職時における満年齢により次のとおり区分した。

- | | | |
|-------------|------------|------------|
| (1) 19歳以下 | (2) 20～24歳 | (3) 25～29歳 |
| (4) 30～34歳 | (5) 35～39歳 | (6) 40～44歳 |
| (7) 45～49歳 | (8) 50～54歳 | (9) 55～59歳 |
| (10) 60～64歳 | (11) 65歳以上 | |

(12) 学歴

入職者・離職者の最終の卒業学校をいう。ここでいう学校とは学校教育法第1条に規定する学校及びこれらに準ずる学校を卒業した場合の学歴をいい、学校教育法第1条に規定する学校と入学資格や在学年数が同等で、これらの卒業に相当する資格が得られるものはそれぞれ該当する学校に含める。

平成8年より調査票を変更し、専修学校（専門課程）と高専・短大を分離した。

(13) 新規学校卒業者

平成17年に最終の学校を卒業した者。

なお、新規学校卒業者（新規学卒者）以外の入職者・離職者を「一般」としている。

(14) 入職前のインターネットの利用

ア 民間等の求人広告会社のサイト

地方自治体で運営しているサイトも含む。

イ しごと情報ネット

認定された参加機関（民間職業紹介事業所、民間求人情報提供事業所、求人情報の提供を行う地方公共団体や経済団体、労働者派遣事業所、公共職業安定所）が保有する求人情報を一覧、検索できる国のサイトを利用した場合。

ウ ハローワークインターネットサービス

公共職業安定所の求人情報を一覧、検索できる国のサイトを利用した場合。

エ その他のサイト

学校の求人情報データベース、船員求人情報ネット、検索サービス等のサイトを利用した場合。

オ 面接日の調整や企業に対する質問等に利用

企業・職種等の研究のための情報を収集、企業セミナー等のイベント情報を収集、企業に資料請求、エントリーシートの利用、企業との連絡、訪問予定企業までの経路調べ、入職希望職種に関連する職業能力開発情報の収集、求職者として登録等に利用した場合。

(15) 入 職 経 路

入職者が調査事業所に入職する際にどのような経路によったかを次により分類した。

ア 安定所（ハローワーク）

公共職業安定所（パートバンク、人材銀行等も含む）から紹介された場合。

イ 民営職業紹介所

有料・無料を問わず、民営職業紹介事業を営む事業所の職業紹介を受けて入職した場合。

ウ 学 校

学校から紹介された場合（学校教育法第1条に規定する学校のほか、高等専修学校、各種学校も含む）。

エ 広 告

新聞、雑誌（求人情報誌を含む）、チラシ、はり紙、折込広告、テレビ、ラジオなどの募集広告及びインターネット・パソコン通信上の求人情報をみて応募した場合。

オ 縁 故

知人、友人、親戚、郷里の人などの個人的関係を通して入職した場合。

カ 前の会社

現在の事業所に入職以前に就業していた会社の斡旋、援助等による場合（定年後の再雇用を含む）。

キ 出向、出向先からの復帰

企業間の契約又は企業の命令に基づき、他の企業の指揮命令を受けて勤務するために企業間を移動し、他の企業から移ってきた場合及び元の企業に復帰した場合。

ク その他

上記アからキまでの経路以外によって入職した場合。

なお、統計表においては「縁故」に「前の会社」を含めて表章している。

(16) 就 業 形 態

この調査では、パートタイム労働者であるか又はそれ以外の一般労働者であるかによって区分している。

(17) 職 歴

入職者においては、入職前1年間における就業経験の有無によって、未就業者か既就業者（転職入職者）に分けている。

ア 未就業者

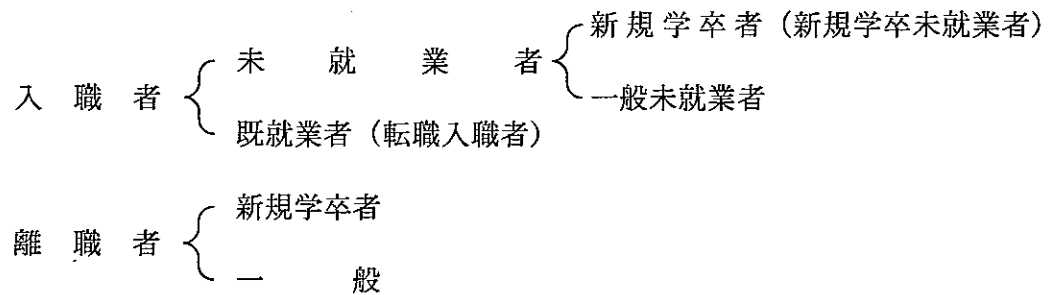
当該事業所に入職する前1年間に就業経験がなかった者をいい、新規学卒未就業者と一般未就業者に分けられる。

イ 既就業者（転職入職者）

当該事業所に入職する前1年間に就業経験のあった者をいう。ただし、「内職」及び賃金の支払いを受けない「家事手伝い」は含まない。

ウ 職歴の区分

この調査では、入職者・離職者について次のとおり区分する。



(18) 前職の従業上の地位

ア 雇用者

会社、官公庁、団体、組合、その他の法人あるいは自営業主や個人の家庭に雇われて給料・賃金などを支払われていた者及び団体の役員をいう。

イ 自営業主

個人で事業を経営していた者をいう。

ウ 家族従業者

自営業主の家族で、給料・賃金をもらわずにその業主の営む事業に従事していた者をいう。

(19) 賃金変動

前の事業所をやめる直前と調査事業所に入職した時の賃金が、何割くらい増加したかあるいは減少したかによって、次の区分により表示した。平成10年より「1割未満の増減」の区分を3つに分けた。

なお、ここでいう賃金には賞与など臨時的に支払われたものは含まない。

ア 3割以上増加した

イ 1割以上3割未満増加した

ウ 1割未満増加した

エ 変わらない

オ 1割未満減少した

カ 1割以上3割未満減少した

キ 3割以上減少した

(20) 勤続期間

離職する直前に勤めていた事業所での勤務期間で、その企業に勤めていた全期間を含み、また、会社の名義変更、分離、合併などがあった場合でも継続して勤務した場合は通算する。定年で一旦退職し、当該事業所に引き続き雇用されていた者が離職した場合は、定年までの期間は含めない。

なお、勤続期間の区分は次のとおりである。

ア 6カ月未満

イ 6カ月～1年未満

ウ 1年～2年未満

エ 2年～5年未満

オ 5年～10年未満

カ 10年以上

(21) 離職理由

ア 契約期間の満了

期間の定めのある雇用契約で雇用されていた者が、その期間の終了によって離職した場合。

イ 経営上の都合

事業の縮小、合理化等事業経営上の理由で解雇された場合。企業からの要請により希望退職に応じた場合も含める。

ウ 出向、出向元への復帰

企業間の契約又は企業の命令に基づき、他の企業の指揮命令を受けて勤務するために企業間を移動し、他の企業へ移った場合及び元の企業に復帰した場合。

エ 定 年

就業規則等に基づいて、一定の年齢に到達したことを理由として退職した場合。

オ 本人の責による

重大な服務規則違反など本人の行為により解雇された場合。

カ 結婚等

結婚、出産・育児又は介護の理由で離職した場合。

キ 死亡・傷病

死亡、傷病等による場合。

ク その他の個人的理由

上記を除いた個人的な都合や家庭の事情等で離職した場合。

なお、統計表においては、経営上の都合に「出向、出向元への復帰」を含め、又「結婚、出産・育児、介護」「その他の個人的理由」を併せて個人的な理由として表章している。

(22) 地 域

47都道府県を次の13ブロックに区分した。

地域名	都 道 府 県 名
北海道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北関東	茨城、栃木、群馬、山梨、長野
南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
北 陸	新潟、富山、石川、福井
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、奈良、和歌山
京阪神	京都、大阪、兵庫
山 陰	鳥取、島根
山 陽	岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
北九州	福岡、佐賀、長崎、大分
南九州	熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

(注) 入職・離職前の地域が上記以外の場合は「外国等」としている。

(23) 産業分類

日本標準産業分類（平成14年3月改訂）に基づいて次のとおり分類している。

日本標準産業分類番号及び名称		現 職 産 業			前 職 産 業	
		中分類	大分類	大分類団	大分類	大分類団
(調査産業計)						
A・B・C	農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業				○	第1次
D	鉱 業	○	○	} 第2次	○	} 第2次
E	建 設 業	○	○		○	
F	製 造 業	○	○		○	
09, 10	食料品・飲料・たばこ・飼料製造業	○				
11	織 維 工 業	○	(消)		(消)	
12	衣服・その他の繊維製品製造業	○				
13	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	○	(素)		(素)	
14	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	○	(消)		(消)	
15	パルプ・紙・紙加工品製造業	○	(素)		(素)	
16	印 刷 ・ 同 関 連 業	○	(消)		(消)	
17	化 学 工 業	○				
18	石油製品・石炭製品製造業	○	(素)		(素)	
19	プラスチック製品製造業	○				
20	ゴ ム 製 品 製 造 業	○				
21	なめし革・同製品・毛皮製造業	○	(消)		(消)	
22	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	○				
23	鉄 鋼 業	○	(素)		(素)	
24	非 鉄 金 属 製 造 業	○				
25	金 属 製 品 製 造 業	○				
26	一 般 機 械 器 具 製 造 業	○				
27	電 気 機 械 器 具 製 造 業	○				
28	情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	○	(機)		(機)	
29	電 子 部 品 ・ デ バ イ ス 製 造 業	○				
30	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	○				
31	精 密 機 械 器 具 製 造 業	○				
32	そ の 他 の 製 造 業	○	(消)		(消)	
G	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	○	○	} 第3次	○	} 第3次
H	情 報 通 信 業	○	○		○	
I	運 輸 業	○	○		○	
J	卸 売 ・ 小 売 業	○	○		○	
49~54	卸 売 業	○				
55~60	小 売 業	○				
K	金 融 ・ 保 険 業	○	○		○	
L	不 動 産 業	○	○		○	
M	飲 食 店 , 宿 泊 業	○	○		○	
N	医 療 , 福 祉	○	○		○	
O	教 育 , 学 習 支 援 業	○	○		○	
P	複 合 サ ー ビ ス 事 業	○	○		○	
Q	サ ー ビ ス 業	○	○		○	
80	専 門 サ ー ビ ス 業	○				
84	娯 楽 業	○				
86, 87	自動車整備業、機械等修理業	○				
90	その他の事業サービス業	○				
81~83, 85, 88	上記以外のサービス業	○				
89, 91~93						
R	公 務				○	
S	分 類 不 能 ・ 不 詳				1)	1)
備 考		(消)は消費関連産業、(素)は素材関連産業、(機)は機械関連産業としてそれぞれ統合した。				

(注) 1) 不詳は表章しないが前職産業計には含む。

(24) 職業分類

日本標準職業分類（平成9年12月改訂）に基づいて次のとおり分類している。

ア 専門的・技術的職業従事者

高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する者及び医療・法律・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事する者をいう。例えば、科学研究者、機械・電気技術者、建築技術者、システム・エンジニア、プログラマー、医師、薬剤師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、歯科衛生士、栄養士、看護助手、保育士、弁護士、弁理士、司法書士、公認会計士、税理士、記者、編集者、デザイナーなど。

イ 管理的職業従事者

課（課相当を含む）以上の組織の管理に従事する者をいう。例えば、部長、課長、工場長、支店長、駅長など。

ウ 事務従事者

一般に課長（課長相当職を含む）以上の職務にある者の監督を受けて、庶務・文書・人事・調査・企画・会計などの仕事、並びに生産関連・営業販売・外勤・運輸・通信に関する事務及び事務用機械の操作の仕事に従事する者をいう。例えば、事務員、レジスター係（精算のみ）、集金人、検針員、速記者、出札・改札係、ワード・プロセッサ操作員、キーパンチャー、電子計算機操作員など。

エ 販売従事者

商品、不動産、有価証券などの売買、売買の仲立・取次・代理などの仕事、保険の外交、商品の売買・製造・サービスなどに関する取引上の勧誘・交渉・受注の仕事に従事する者をいう。例えば、販売店員、レジスター係（精算及び販売）、商品移動販売従事者、再生资源卸売・回収従事者、不動産仲介人、保険外交員、注文取り、広告取りなど。

オ サービス職業従事者

理容・美容・クリーニング、飲食物の調理・給仕、接客・娯楽など個人に対するサービスの仕事、居住施設・ビルなどの管理のサービス及びその他のサービスの仕事に従事する者をいう。例えば、理容師、美容師、クリーニング工、調理師、給仕人、ウェイトレス・ウェイター、キャディー、インフォメーション係、ビル管理人、観光ガイドなど。

カ 保安職業従事者

国家の防衛、法と秩序の維持、個人・財産の保護、工場・病院・事務所・その他の施設での火災・破損・盗難の予防などの仕事に従事する者をいう。例えば、自衛官、警察官、消防員、警備員、守衛、建設現場誘導員など。

キ 運輸・通信従事者

機関車・電車・自動車・船舶・航空機の運転・操縦の作業、通信機の操作及びその他の関連作業に従事する者をいう。例えば、電車運転士、バス運転者、航空機関士、車掌、無線技術士、郵便・電報外務員など。

ク 生産工程・労務作業者

機械・器具・手道具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理する仕事、製版・印刷・製本の作業、その他の製造・製作工程の仕事、定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事、鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱、ダム・トンネルの掘削などの仕事及びこれらに関連する仕事、建設の仕事、並びに機械の掃除、資材の管理、商店・会社・病院などの雑務及び他に分類されない運搬・清掃など労務的作業

に従事する者をいう。例えば、製鉄工、鋳物工、溶接工、旋盤工、機械組立工、板金工、自動車整備工、修理工、パン・菓子製造工、紡績工、運転工、電気工事作業員、掘削工、鉄筋工、大工、屋根ふき工、左官、畳工、配管工、土木工、配達員、荷造工、ガラス拭き作業員、清掃員、倉庫雑役人、皿洗い人など。

ケ その他の職業従事者

農・林・漁業の作業に従事する者をいう。例えば、植木職、造園師など。

(25) 各種比率（以下のア～エについて、下半期は、7月1日現在の常用労働者数が分母となり、年齢階級別は、6月末日現在の常用労働者数が分母となる。）

ア 延べ労働移動率

在籍者に対する延べ労働移動者（入職者＋離職者）の割合をいい、次式により算出している。

$$\text{延べ労働移動率} = \frac{\text{延べ労働移動者数}}{\text{1月1日現在の常用労働者数}} \times 100 (\%)$$

イ 入（離）職率

在籍者に対する入（離）職者の割合をいい、次式により算出している。

$$\text{入（離）職率} = \frac{\text{入（離）職者数}}{\text{1月1日現在の常用労働者数}} \times 100 (\%)$$

ウ 転職入職率

在籍者に対する転職入職者の割合をいい、次式により算出している。

$$\text{転職入職率} = \frac{\text{転職入職者数}}{\text{1月1日現在の常用労働者数}} \times 100 (\%)$$

エ 未就業入職率

在籍者に対する未就業入職者の割合をいい、次式により算出している。

$$\text{未就業入職率} = \frac{\text{未就業入職者数}}{\text{1月1日現在の常用労働者数}} \times 100 (\%)$$

オ 入職超過率

入職率から離職率を引いたものをいう。プラスであれば入職が離職を上回っている（入職超過）、マイナスであれば離職が入職を上回っている（離職超過）ことを示す。

カ 流入（出）率、流出比率

地域における流入（出）者の割合をいい、次式により算出している。

$$\text{流入率} = \frac{\text{他地域から当該地域への入職者数}}{\text{当該地域への入職者数}} \times 100 (\%)$$

$$\text{流出率} = \frac{\text{当該地域から他地域への入職者数}}{\text{当該地域から当該地域への入職者数} + \text{当該地域から他地域への入職者数}} \times 100 (\%)$$

$$\text{流出比率} = \frac{\text{当該地域から他地域への入職者数}}{\text{他地域から当該地域への入職者数}} \quad (\text{倍})$$

キ 欠員率

在籍者に対する未充足求人の割合をいい、次式により算出している。

$$\text{欠員率} = \frac{\text{未充足求人数}}{\text{6月末日現在の常用労働者数}} \times 100 (\%)$$